

## 富加町パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施について必要な事項を定め、町の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって町民等の町政への参画及び開かれた町政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の重要な施策の立案に当たり、あらかじめ案を公表し、広く町民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、その意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「町民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

3 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げる各号のうち、町民の生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。ただし、迅速性若しくは緊急性を要するもの、軽微なもの、実施機関の裁量の余地がないもの又は法令等に同様の手続が定められているものは対象としない。

- (1) 総合計画その他の町の基本的な政策を定める計画、個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画又は大規模な開発若しくは施設整備計画の策定及び改定の案
- (2) 町の基本的な制度を定めることを内容とする条例又は広く町民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定及び改廃に係る基本となる方針の案

### (案及び資料の公表)

第4条 実施機関は、前条各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等を公表するときは、作成の趣旨、目的、根拠法令、背景等当該計画等を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

### (公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、町のホームページへの掲載又は実施機関の担当部署における閲覧の方法により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、町広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間は、原則として計画等の公表の日から起算して30日以上の期間とする。

2 意見等の提出は、次の各号に掲げる方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

- (1) 郵便又はこれに類するもの
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

3 実施機関は、町民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人の住所及び氏名又は法人その他の団体の所在地、名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

(実施機関の考え方の公表等)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について個別の回答は行わないものとし、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表をする場合について準用する。

(計画等の策定)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等を策定するものとする。

(適用除外)

第9条 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関その他これに類するものがこの要綱に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき計画等の立案を行うときは、この要綱に定める手続を行わないことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。